

最高裁秘書第3294号

令和3年11月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁判所調査官に充てられる裁判官のうち、どのような裁判官を東京地方裁判所判事に補して、どのような裁判官を東京高等裁判所判事に補することになっているかが書いてある文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

3月12日付け（同月15日受付）

2 答申番号

令和3年度（最情）答申第18号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）